

## 名護市教育委員会議事録

会議名	第 392 回名護市教育委員会臨時会			
開催日時	令和 7 年 3 月 4 日 (木) 開会 16:00 閉会 18:00			
開催場所	名護市役所庁議室			
出席者	教育長 委員 (教育長職務代理者) 委員 委員 委員	島袋 賢雄 大城 千代子 宮城 司 松田 由絵 玉城 武利	教育次長 (教)総務課長 (教)総務課総務係長 主幹兼学校給食センター所長 学校給食係長 教育施設課長 学校教育課長 学校教育課主幹 中央図書館長 文化課長兼博物館長 文化スポーツ振興課長 市民スポーツ係長 地域力推進課 保育・幼稚園課主幹 子育て支援課主幹	仲井間 修 比嘉 出 大城 志野 阿波根奈生 伊禮 健吾 名城 耐志 渡久地 政孝 宮里 琢也 大城 秀樹 吉田 純 新城 美海 比嘉 拓郎 玉城 利和 宮里 徳仁 饒平名 知巳 ほか担当職員
欠席者	なし			なし

### 1 議案

- 議案第 6 号 令和 7 年度名護市一般会計教育費予算について
- 議案第 7 号 令和 7 年度名護市教育委員会重点施策の策定について
- 議案第 8 号 名護市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 名護市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 10 号 令和 7 年度学校産業医の委嘱について
- 議案第 11 号 令和 7 年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について
- 議案第 12 号 令和 7 年度教育委員会組織編成方針及び人事異動方針について
- 議案第 13 号 令和 7 年度 4 月定期人事異動（学校市費負担職員）について ※秘密会
- 報告第 1 号 専決処分した事件の報告について（市長の専決事項の指定による処分）

報告第 2 号 専決処分した事件の報告について(令和 7 年度県費負担教職員定期人事異動(新採用・再任用・学校事務職員、学校栄養職員)の内申について)※秘密会

## 2 内容

- 議案第 6 号 令和 7 年度名護市一般会計教育費予算について  
(教育委員会総務課長より議案説明)

委員宮城：議案書 7 頁 No15 学校給食弁当代替者支援事業の内容については、これまで弁当持参の対応をしていたのを給食センターで対応するということか。

教育次長：給食費無償化を実施しているので、弁当を持参している対象者へも補助を行う。給食センターで対応するのではなく、給食費相当額を補助するための予算になる。

給食係長：対象 10 名程の給食費相当額を計上している。

委員大城：7 頁 No19 屋我地小学校長寿命化改良事業について詳しく知りたい。

教育施設課長：現在真喜屋小学校で行っている事業であり、屋我地小学校の家庭科室が入っている建物が対象で昭和 58 年 5 月建築、築 41 年経過している。文科省が進めている施設を 80 年もたせる必要がある。そのための事業になり改修設計と仮設校舎設計費となる。

委員大城：今回の改修に該当しない部分でも危険箇所があると思う。

教育施設課長：今後の対応については学校と調整しながらになる。

教育長：安全安心を一番に今後の調整を進めてほしい。

(採決の結果、議案第 6 号は原案のとおり承認)

- 議案第 7 号 令和 7 年度名護市教育委員会重点施策の策定について  
(教育委員会総務課長より議案説明)

### 基本方針 I について

委員松田：説明資料 7-2 9 頁名護市小中学校情報活用能力ループリックの意味を知りたい。

学校教育課長：情報活用基準を学年ごとに設定しているものになる。

委員大城：9 頁 (5) 幼児教育の充実に記載「保護者等の相談窓口の充実について」、周知が十分でない。周知をどうしているか。相談窓口はあっても相談できない人の対応を検討してほしい。

宮里課長：保育園、幼稚園内に相談窓口があり、保育幼稚園課にも相談を受ける体制はあるが、保護者向けへ周知が十分に行えていな状況がある。広く周知に努めていきたい。

委員大城：困りごとがある保護者が、自ら相談に行けないケースも多いので広く周知し、相談しやすくなるようお願いしたい。

4 頁 組織図内のこども政策課の新設に伴い、こども施設係では、教育施設課の業務が分かれることになるのか。

子育て支援課主幹：幼稚園の廃止と併せ、学童等での利用のため教育財産の移管と多世代交流施設の建設が次年度以降始まることもあり、施設管理等を行うための体制となる。

委員大城：こども施設係の名称があまりあってない。

教育長：本市はCSを推進していることもあり、地域の課題を共有し解決に向けそれぞれの地域で取り組む仕組みを推進している。行政のみでなく地域とともに課題解決に取り組んでいきたい。

基本方針Ⅱ（11頁～）

委員大城：11頁嘉陽上グスク事業が削除されているが、終了なのか。

文化財係長：嘉陽上グスクについては、区で検討している状況である。区の意向を待っている状況だが、次年度調査は行わない。

委員大城：上がる道は未舗装だが、大雨で崩れないか。

文化財係長：事業が終了しても、舗装までは行う予定で調整している。

委員玉城：13頁「多世代交流で地域を活性化」が削除されているのはどうしてか。

地域力推進課長：中央公民会の公民館活動としては内容がそぐわないとため、当該部分を削除している。

教育委員会総務課長：本施策は教育基本振興計画にそった形で作成しているが、多世代交流等の項目がなく関連付けて中央公民館に記載している経緯かと思うが、齟齬が生じているため次期計画策定時に見直したい。

委員玉城：12頁記載の「きょうどう」について、「協同」を使用している説明をお願いしたい。

教育長：共同、協働、協同と使い分けがあると思うので、その意味での確認をお願いしたい。

文化スポーツ振興課長：確認します。

基本方針（13頁）

地域力推進課長：補足説明「子どもの家」事業について、機構改革に伴い子育て支援課へ移管に向け調整しているため、所管課が変更される予定がある。

教育次長：機構改革については、明日の庁議で決定されるので決定次第、修正を行う。

委員大城：「子どもの家」事業の推進が実施に変更されているのは、今後増やさないということか。

地域力推進課長：地域の状況に応じ対応する予定。

（採決の結果、議案第7号は原案のとおり承認）

・議案第8号　名護市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

（保育・幼稚園課主幹より議案説明）

委員松田：廃止のため削除した場合、今後需要がでた際にどうなるのか。

子育て支援課主幹：地域に保育所がありそこで対応できているため、幼稚園のニーズが減っている状況にある、また集団教育は10名以上いないと成り立たない考え方もあり、今後ニーズは出てこないと見込んでいる。教育のニーズが出た際には、既存の保育所を、認定こども園に移行することもできる。現在意見交換を行っている。

委員玉城：真喜屋幼稚園を現在学童で利用している。地域としては子どもの家の意向もあるが、どちらになるのか。

子育て支援課主幹：県の補助金を活用し学童施設の整備を予定している。次年度中の完成を予定している。旧耐震基準の園舎は、解体する予定になっている。

委員玉城：「真喜屋小学校を存続させる会」が放課後の居場所づくりのため、子どもの家を作

りたい希望があるようだが可能なのか。

子育て支援課主幹：子ども家庭部では、放課後の居場所づくりとして学童に取組む。

地域力推進課からの説明もあったが、子どもの家事業が放課後健全育成事業所管課へ移管される予定である。今後一本化されるので、整理しながら取組む。

委員宮城：学童でなく子どもの家にこだわる理由はなにか。

委員玉城：利用料が安い。

子育て支援課主幹：子どもの家は、ボランティアを活用しているため、保険料のみの負担で利用ができる。

委員大城：学校敷地内で子どもの家が設置できるのか。

子育て支援課主幹：稲田幼稚園、名護幼稚園で設置している。

教育次長：旧幼稚園園舎が利用できる状況があるので設置しているが、学校の整備の状況により変わる可能性がある。

(採決の結果、議案第8号は原案のとおり承認)

- ・議案第9号　名護市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則の制定について  
(教育委員会総務主幹より議案説明)

委員玉城：第10条の記載月額に12月でなく11月をかけているのは、夏休み期間を省いているためか。

学校給食係長：そうなる。

(採決の結果、議案第9号は原案のとおり承認)

- ・議案第10号　令和7年度学校産業医の委嘱について  
(教育委員会学校教育課長より議案説明)

(採決の結果、議案第10号は原案のとおり承認)

- ・議案第11号　令和7年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について  
(教育委員会学校教育課長より議案説明)

(採決の結果、議案第11号は原案のとおり承認)

- ・議案第12号　令和7年度教育委員会組織編成方針及び人事異動方針について  
(教育委員会総務課長より議案説明)

委員大城：組織編制の横断的な組織の構築、協働体制の構築の記載があるが、過去の職歴や経験が生かされる配置がされるといい。

教育長：異動は、業務がよりアップグレードされるような配置が望ましいが、行政でも関連

部署や学校現場等と対話重ねることが必要だと考える。

委員玉城：3年での異動は、スパンが短いと思う。

教育委員会総務課長：環境が変わることで新たな発想が生まれる。基本は3年とし異動により色々な経験を培う考えがある。実情として5年、10年と配置されている状況もある。

教育次長：教育委員会は職員が限られていることもあり、基本は3年が対象、実情に応じ3年から5年での異動とし、市長部局との人事交流を行っていく。

(採決の結果、議案第12号は原案のとおり承認)

- ・議案第13号 令和7年度4月定期人事異動（学校市費負担職員）について  
※秘密会

(教育委員会学校教育課長より議案説明)

(採決の結果、議案第13号は原案のとおり承認)

- ・報告第1号 専決処分した事件の報告について（市長の専決事項の指定による処分）  
(教育委員会総務主幹より報告)  
委員宮城：車両保険より支出われるのか、市の予算から支払われるのか。  
総務課長：全国市有物件災害共済保険の適用となるが、対象者へは災害共済会から損害額が振り込まれる。保険関係の手続は保険会社と対象者のやり取りとなる。
- ・報告第2号 専決処分した事件の報告について(令和7年度県費負担教職員定期人事異動  
(新採用・再任用・学校事務職員、学校栄養職員) の内申について)  
※秘密会  
(教育委員会学校教育課長より報告)

名護市教育委員会会議規則第26条の規定により署名する。

(会議録署名人)

教育長 島袋賢雄

作成職員 大城吉野